

令和7年第10回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年10月7日（火）
午前10時00分開会

午前11時12分閉会

2. 場 所 廿日市市役所7階会議室

3. 出席委員（農業委員 14名）

1番 河井 孝之	2番 木浦 紀幸	3番 神鳥 正貴
4番 是佐 恵美子	5番 松井 祥壯	6番 梶原 安行
7番 山田 政則	8番 岩木 國明	9番 古川 憲吾
10番 吉田 雅子	11番 中谷 純子	12番 中田 安義
13番 岡 真由美	14番 岩本 博志	

（推進委員 10名）

推進委員 中山 憲治	推進委員 岡村 昭男	推進委員 中田 進
推進委員 清水 透	推進委員 堀田 良昭	推進委員 三田 邦男
推進委員 小西 礼子	推進委員 松井 辰夫	推進委員 田丸 和也
推進委員 倉本 良夫		

4. 欠席委員（ 2名）

推進委員 登 宏太郎 推進委員 安井 多佳子

5. 議事録署名委員

8番 岩木 國明 9番 古川 憲吾

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	齋藤 千文
次長	竹上 教東
主事	前田 桂巳子
（佐伯支所） 次長	藤本 秀樹
（吉和支所） 主事	眞鍋 秀
（宮島支所） 主事	榎 浩子
（大野支所） 主任主事	泉 勝

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

- (1) 議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用促進計画について
- (2) 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第48号 非農地証明交付申請について
- (5) 議案第49号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について
- (6) 議案第50号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- (2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- (3) 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出受理処分取消の専決処理について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	<p>初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願ひします。</p>
岩本会長	<p>それでは、廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。</p>
議長	<p>ただいまから、令和 7 年第 10 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日の出席委員 14 名でございます。全員の出席でございますので、本総会は成立をしております。</p> <p>続いて、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、8 番、岩木委員さん、9 番、古川委員さんのご両名にお願いをいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>まず初めに、審議事項に入ります。</p> <p>議案第 45 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画について議案とします。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 45 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画の利用権貸借について、座って説明させていただきます。</p> <p>議案書は 3 ページになります。</p> <p>番号 77 番、農地の所在は、玖島字南川上、登記地目は田で、面積は、1 筆の 336 平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日の翌日から令和 12 年 3 月 31 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>番号 79 番と 80 番は関連案件となります。農地の所在は玖島字南川上、登記地目は田で、面積は、計 3 筆の 4,554 平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日の翌日から令和 12 年 3 月 31 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>本件はいずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第 45 号、農地中間管理事業の推進に関する法</p>

	<p>律に基づく農用地利用促進計画の利用権貸借についての説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>議長 それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>77番、79番、80番について、清水委員さんお願ひいたします。</p> <p>清水推進委員 農業推進委員の清水です。9月19日に、事務局1名、梶原委員と3名で現地を確認しました。この地域は、これ以上、行っても家はないという集落の端のあたりで、この地域は、中山間地域直接支払制度の交付金を受けており、貸借は確実にしてもらうようになっております。また、世帯主が耕作されておられたのですが、亡くなられて、その後息子さん、お孫さんが管理されておられましたが、県外に住んでおられるそうで、廿日市市内に住めないので本人としてはもう管理できないということです。借受の方が見つかりましたので、中山間支払制度の第5次まで進んでおりましたが、この4月から第6次が始まりまして、この賃貸借もそれに併せて継続で行っているものでございます。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。</p> <p>議長 ありがとうございました。それでは、この3件につきまして、ご質問等があれば、お願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>『委員より質疑等なし』</p> <p>議長 意見がないようですので、お諮りします。議案第45号について、異議なしとして回答することに異議はございませんか。</p> <p>『委員より異議等なし』</p> <p>議長 異議なしと認め、議案第45号について、異議なしとして回答することに決定をいたします。</p> <p>議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請について議案とします。説明をお願いします。</p> <p>事務局 議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。</p> <p>議案書は5ページから7ページになります。</p> <p>番号230番、農地の所在は、吉和字駄荷中ノ原、駄荷休岩及び駄荷、登記地目は田及び畑で、16筆の6, 112平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は、自宅の売却に伴い農地も売却するため、譲受人は、購入する自宅に隣接し、新たに耕作をするためで、有償の所有権移転です。</p>
--	---

	<p>次に番号 241 番、農地の所在は、吉和字石原宮垣内、石原生地、石原新田及び石原福田、登記地目は田及び畠で、10筆の1万14平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は遠方により耕作困難、譲受人は経営規模拡大のために、有償の所有権移転です。</p> <p>本件はいずれも、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは地元地区担当委員の意見をお伺いします。230番、241番について、中田委員さんお願ひいたします。</p> <p>12番の中田です。番号230番と番号241番について説明いたします。初めに230番ですが、譲渡人の○○さんはご主人と一緒に住んでおられたのですが、最近ご主人が亡くなり、本人は子供さんのところへ行かれるということで、所有する田畠を処分したいということでありました。それで、譲受人の○○さんは○○さんの親戚に当たり、農地を取得後は奥さんが吉和へ住まれて農業をされるということになっております。それと農用内の農地でございますが、これは○○が現在耕作しております。特に問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。続きまして、番号241でございますが、これは○○さんが拡大されるということで、吉和で農地を取得されます。また、この○○さんは住宅を○○さんに売られて、現在○○さんがそこへ住んでおられるということで、周りの農地、また周辺の農地も併せて処分されるということになって、○○さんが取得されます。これも農用内の農地につきましては、○○が耕作をしております。特に問題はないと思われます。審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>ありがとうございました。それでは、この2件につきまして、ご意見、ご質問等があれば、お願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>《委員より質疑等なし》</p> <p>意見がないようですので、お諮りします。議案第46号について、許可することに異議はございませんか。</p> <p>《委員より異議等なし》</p>
--	---

議長	<p>異議なしと認め、議案第46号について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第47号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案とします。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第47号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。</p> <p>議案書は8ページ、9ページになります。</p> <p>番号217番、農地の所在は、玖島字檜原、登記地目は田で、面積は、1筆の36平方メートルの申請です。転用理由は、住宅敷地として利用するための申請ですが、以前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたため、顛末書が提出されています。</p> <p>次に、番号228番、農地の所在は、地御前字神賀、登記地目は田で、面積は、2筆の2,925平方メートルの申請です。転用理由は、資材置場として利用するための申請です。</p> <p>次に、番号232番、農地の所在は、佐方字精石山、登記地目は山林で、面積は、1筆の322平方メートルの申請です。転用理由は、資材置場として利用するための申請ですが、申請人が農地転用の手続を行わず利用していたため、始末書が提出されています。</p> <p>次に、番号233番、農地の所在は、上平良字二重原、登記地目は田で、面積は、2筆の1,459平方メートルの申請です。転用理由は、資材置場として利用するための申請で、一時転用となります。</p> <p>次に、番号234番、農地の所在は、津田字林、登記地目は田で、面積は、2筆の221平方メートルの申請です。転用理由は、資材置場として利用するための申請です。</p> <p>本件は書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。</p> <p>以上で、議案第47号農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。217番について、堀田委員さんお願ひいたします。</p>
堀田推進委員	<p>推進委員の堀田です。ナンバー217について説明します。9月17日、岩木委員、事務局の3名で現地確認を実施しました。場所については、旧玖島小学校の北東側に当たり、ほぼ接した位置に当たります。本件は所有権の移転申請のとき、農地であることが分かり、既に長年にわたり宅地としてされており、顛末書も提出されており、特に問題はないと考えます。審議の</p>

	ほどよろしくお願ひします。
議長	ありがとうございました。それでは、228番について、中山委員さんお願ひいたします。
中山推進委員	推進委員の中山です。228番について説明いたします。9月3日、岩本会長、事務局2名と現地に行っております。場所は、地御前です。○○の南側の山を下りたところになります。申請地は果樹が生えた農地だった場所で、今回の被害防除措置計画でも現状のまま利用して土地造成もしません。汚水等の発生しないということですので、転用されても周辺農地には問題なかろうかと思います。審議のほどお願ひいたします。
議長	ありがとうございました。それでは、232番、233番について、是佐委員さんお願ひいたします。
4番委員	4番のは是佐です。232番につきましては、○○さんの土地だった場所ですけれども、利用されていた方が資材置場として利用しておりましたので、これは始末書が出ております。別に問題はないかと思います。それと、233番につきまして説明いたします。平良の速谷神社の奥のほうに二重原地区というところがあります。そこは山陽道の側道のそばになるのですけれども、9月18日に登さんと職員さん2名と私とで審査いたしました。○○さんの土地ですが、○○さんが受入れとなり、露天資材置場として使用するので、一時転用となっておりますが、何の問題もないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	ありがとうございました。それでは、234番について、松井委員さんお願ひいたします。
5番委員	5番の松井です。234番について説明いたします。現地確認を9月24日に木浦委員、松井推進委員、事務局と実施いたしました。現地ですが、佐伯支所から浅原方面に約1.5、6キロ行ったあたりに、○○というものが設置されております。この施設は○○から○○に○○するための目的で建設されたものであります。申請地は○○を整備するために、○○がに売買で取得し、所有権移転登記をしたものです。しかし変更登記が未登記であったため今回の申請に至ったものであります。現地は今後も利用形態に変化はなく、特に問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ありがとうございました。それでは、この5件につきましてご意見、ご質問等があればお願ひをいたします。 中山委員さん。

中山推進委員	すみません。234ですけれど、○○さんが借りているということですか。それとも今回は○○さんが貸すということですか。
5番委員	○○が賃借権を設定して、貸し出すことです。
中山推進委員	そのまま、前からその状態だったということですね。
5番委員	そういうことです。暗渠水路がもうそのまで、要はもともと、資材置場として使いたいということです。管理道はその方ともう1~2軒あるのですが、生活道にもなっておりまます。特にさっき言いましたように、利用形態に変化はありません。
中山推進委員	すみません、ありがとうございます。
議長	そのほか、ご質問等ございませんか。
	《委員より質疑等なし》
議長	それでは意見がないようですので、お諮りします。 議案第47号について、許可することに異議はございませんか。
	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第47号について許可することに決定をいたします。 それでは、議案第48号、非農地証明交付申請について議案とします。説明をお願いします。
事務局	議案第48号、非農地証明交付申請について説明させていただきます。 議案書は10ページになります。また、追加資料として、現地確認写真の「議案第48号 資料1」も併せてご覧ください。 番号227番、農地の所在は、大野字下原、登記地目は畑で、面積は、1筆の47平方メートルの申請です。 本件は書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は山林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第48号、非農地証明交付申請について説明を

	終わります。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。227番について、中田委員さんお願ひいたします。
中田推進委員	推進委員の中田です。番号227について説明いたします。9月18日、山田委員、吉田委員、大野支所の泉さんと4人で農地パトロールのおり、非農地証明の現地確認を行いました。場所ですが、大野字下原〇〇これは山陽道の大野インターチェンジから山陽道の側道、約1キロ程度下ったあたりにトンネルがあるのですけども、そのトンネルをくぐった場所あたりです。現地確認したところ、あたり一帯はもう竹林と化しており、農地と呼べるものではありませんでした。ということで、審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ありがとうございました。それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ございませんか。
	《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第48号について、証明することに異議はございませんか。
	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第48号について証明することに決定をいたします。 続きまして、議案第49号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について議案とします。説明お願いします。
事務局	議案第49号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について、説明させていただきます。 議案書は11ページとなります。また、追加資料として、利用状況調査票の「議案第49号 資料①」も併せてご覧ください。 番号12番、農地の所在は、虫所山字上小壌、登記地目は田で、面積は、10筆の5, 202平方メートルの申請です。 本件は、該当する土地所有者等の確認を行い現地調査を行ったところ、現地は自然かい廃した土地で森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第2条第1項の「農地」に該当

	<p>するか否かの判断基準を準用し、農地に該当しない旨の判断は可能と考えます。</p> <p>以上で、議案第49号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。12番について、神鳥委員さんお願ひいたします。</p>
12番委員	<p>12番について、3番の神鳥が説明いたします。8月22日、田丸推進委員、事務局2名、私、計4名で現地を確認いたしました。地図は佐伯支所より北に約4キロ坂道を上り、道路の頂点の三差路が現地で、右に下れば玖島市民センター、左に三差路を大きく3回進むと佐伯支所に戻ってくるような山の頂上付近の地域であります。この地区は約40数年前に3、4軒の民家がありました。多少耕作されていましたが、最近、○○さんが○○付近に移転され、この地域は無となりました。原野化、山林化が進み、写真のとおりもう耕作困難と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願ひいたします。</p> <p>ございませんか。</p>
	<p>『『委員より質疑等なし』』</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第49号について、非農地である旨を通知することに異議はございませんか。</p>
	<p>『『委員より異議等なし』』</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第49号について非農地である旨を通知することにいたします。</p> <p>議案第50号、相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について議案とします。説明お願いします。</p>
事務局	<p>議案第50号、相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について説明させていただきます。</p> <p>議案書は12ページになります。</p> <p>本件については、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予制度を受けられるための、適格者の証明申請となります。</p> <p>証明の可否に関わるポイントとして、被相続人が生前に農業を営んでいたか、相続人自身が継続して相続により取得した農</p>

	<p>地で農業経営を行い、その後も引き続き適正な農地管理を行うことが認められるかなどがあります。</p> <p>番号 221 番、農地の所在は、阿品 2 丁目、登記地目は田で、面積は、1 筆の 147 平方メートルの申請です。</p> <p>本件は書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行ったところ、農地は適正に耕作されていました。したがって、適格である旨の証明は可能と考えます。</p> <p>以上で、議案第 50 号、相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>議長 それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。221 番について、中山委員さんお願ひいたします。</p> <p>中山推進委員 推進委員の中山です。納税猶予に関する適格証明について、221 番、説明いたします。9 月 18 日に岩本会長、事務局 2 名と現地を確認しました。現地は JR 阿品駅から北側へ 4、500 メートル行った阿品台に上る市道の近く、麓側といいますか、そこになります。相続人の○○さんのご自宅から道路を挟んで 50 メートルぐらいのところが申請地になります。現地見させていただきましたら、しっかり耕作されて、植付け等もされて、農地として的確に運営されておりましたので、問題なかろうかと思います。ご審議のほどお願ひいたします。</p> <p>議長 ありがとうございました。それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>《委員より質疑等なし》</p> <p>議長 意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 50 号について、適格者である旨、証明することに異議はございませんか。</p> <p>《委員より異議等なし》</p> <p>議長 異議なしと認め、議案第 50 号について証明することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告します。お願ひします。</p> <p>事務局 報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告させていただきます。議案書は 13 ページになります。</p>
--	--

	<p>今月の報告は、令和7年8月12日から9月10日までの間に受理した1件です。詳細の説明は、省略させていただきます。</p> <p>番号225について、申請人が農地転用の手続を行わず利用していたため、始末書が提出されています。</p> <p>本件について書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い受理通知書を交付したものです。</p> <p>以上で、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは、この件につきまして、質疑等があればお願ひをいたします。</p> <p>ございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号を終わります。</p> <p>報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告します。お願ひします。</p>
事務局	<p>報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告させていただきます。議案書は14ページ、15ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和7年8月12日から9月10日までの間に受理した6件です。詳細の説明は省略させていただきます。</p> <p>番号204番については、前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたため、顛末書が提出されています。</p> <p>本件については書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い受理通知書を交付したものです。</p> <p>以上で、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは、この6件につきまして質疑等があれば、お願ひをいたします。</p> <p>ございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第2号を終わります。</p> <p>報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理処分取消しの専決処理について報告します。お願ひします。</p>

事務局	<p>報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理処分取消しの専決処理について、報告させていただきます。議案書は16ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和7年8月12日から9月10日までの間に処分を行った1件です。詳細の説明は、省略させていただきます。</p> <p>以上で、報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理処分取消しの専決処理について報告を終わります。</p>
議長	<p>この件につきまして、質疑等があればお願いをいたします。ございませんか。</p>
	<p>《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第3号を終わります。全般について何か質疑があれば、お願いをいたします。ございませんか。</p>
	<p>《委員より質疑等なし》</p>
	<p>特にないようでございますので、以上で本日の総会を終了いたします。委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。</p>
	<p>次回の令和7年第11回農業委員会総会は、11月10日（月曜日）、午前10時から、山崎本社みんなのあいプラザ1階多目的ホールで行います。</p>
	<p>本日は大変お疲れでございました。ありがとうございました。</p>

(閉会 午前11時12分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年11月10日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（7番委員）

廿日市市農業委員会委員（8番委員）